

税の申告はお早めに！

詳 市民税課 ☎823-9421



ことしも確定申告の時期になりました。申告は税額を決定するだけでなく、国保料の算定や軽減、保育料の決

定など、多くの公的な手続きの基礎資料となる大切な手続きです。お早めに申告をしましょう。

●申告に必要なもの

◆申告書または税務署からのお知らせはがき(または通知書)

◆本人確認書類

- ①個人番号(マイナンバー)カード または
- ②個人番号通知カードと運転免許証等の身分証明書

◆認め印

◆各種所得控除の領収書または控除証明書等

- ▶医療費の明細書(令和2年度分までは領収書も可) ※確定申告においては元年分
- ▶社会保険料(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金等)の領収書または納付証明書
- ▶生命保険料・地震保険料・小規模企業共済等掛金など
- ▶寄附金等の支払いがわかるもの

◆所得の計算に必要な書類

- ▶給与・公的年金収入等…源泉徴収票など収入の分かる書類
- ▶事業者等…収支内訳書や青色申告決算書など所得計算の根拠となる書類

●公的年金受給者の方へ

◆所得税の還付を受けたい場合は確定申告を

公的年金等の収入の合計額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告は不要ですが、年金から差し引かれている所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要です。

◆年金から特別徴収された以外の保険料等も申告を

確定申告をしない場合や、公的年金収入のみの方でも、年金から特別徴収(天引き)された分以外に支払った国民健康保険料などの社会保険料や、障害者控除などは、市民税課で追加の申告を行うことにより住民税が軽減される場合があります。

●申告相談期間と受付場所

税の種類	期間	受付場所・時間
市県民税	2月6日(休) 28日(金)	場所…各ふれあいセンターなど (10ページ日程表参照) 受付時間…9時～16時 (11時半～13時を除く)
	3月2日(月) 3月16日(月)	場所…市民税課(本庁舎2階) ☎823-9421 受付時間…8時半～17時 (12時～13時を除く) ※土・日曜日は休み
所得税及び復興特別所得税	2月17日(月) 3月16日(月)	場所…高知税務署 ☎822-1123 (栄田町2-2-10高知よさこい咲都合同庁舎)
贈与税	2月3日(月) 3月16日(月)	受付時間…8時半～16時 ※混雑している場合は受け付けを早めに締め切ることがあります。
個人事業者の消費税及び地方消費税	3月31日(火)まで	※土・日曜日、祝日は休みですが、2月24日(月)・3月1日(日)は開設します。

 **電話による申告相談**
高知税務署☎822-1123から、自動音声案内で「0」を選択。
※各会場とも駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

●昨年からの変更点など

令和元年10月からの消費税率の引き上げに伴い、住宅ローン控除の適用期間が10年間に延長されました(居住年月日が令和元年10月1日～令和2年12月31日)。

制度の詳細は高知税務署または、市民税課にお問い合わせください。

●給与収入だけの場合でも税金が戻る

確定申告等をする必要のない方でも、次のような方は、源泉徴収などで納めた所得税等が戻ってくる場合があります。

◆医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けられる方

◆令和元年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方

●市県民税の申告

申告は市民税課(本庁舎2階)や右記の表の各ふれあいセンター等で受け付けます。

申告の必要な方は、ことし1月1日現在で高知市に住所があり、平成31(令和元)年中に所得があった方です(給与所得者で年末調整済み・確定申告済みの方は除く)。

昨年申告いただいた方には、2月中旬までに申告書を送付します。市民税課窓口、各会場では当日配布しますので相談期間内にお越しください(出張申告会場で相談日以外は申告書の配布はしていません)。

●こんな場合は市県民税の申告を

◆年金免除申請・公営住宅の使用料の算定・児童扶養手当などを受けるために所得決定が必要な方、所得証明書の交付を受ける必要がある方は、所得がない方でも「所得なし」の申告が必要となります。

※税法上の控除対象配偶者等および扶養親族とされている方を除く

◆給与以外の所得が20万円以下の場合や確定申告をしないことを選択した非上場株式の少額配当のある方は、所得税の申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。

◆特定配当等に係る所得や上場株式等に係る譲渡所得について、所得税と異なる課税方式(市民税においては申告不要制度など)を選択する場合は確定申告書の控えおよび「特定口座年間取引明細書など取引内容のわかるもの」を持参の上、3月16日までに市県民税申告書をご提出ください。

●はじめよう！スマートフォンで確定申告

令和2年1月からスマートフォンで申告する場合に表示される「スマホ専用画面」の利用対象範囲が大幅に拡大されます。「ID・パスワード方式」「マイナンバーカード方式」のいずれにも対応しています。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます。作成した申告書は「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。

令和2年 出張申告・相談日程表

会場	市県民税	所得税
介良ふれあいセンター	2月6日(休)・7日(金)	2月7日(金)
初月ふれあいセンター	2月6日(休)・7日(金)	—
布師田ふれあいセンター	2月7日(金)	—
朝倉ふれあいセンター	2月12日(火)～14日(金)	2月12日(火)～14日(金)
秦ふれあいセンター	2月13日(水)・14日(金)	—
五台山ふれあいセンター	2月14日(金)	—
御置瀬ふれあいセンター	2月14日(金)	—
鴨田ふれあいセンター (西部健康福祉センター2階)	2月17日(月)～19日(水)	2月17日(月)・18日(火)
浦戸ふれあいセンター	2月18日(火)	—
長浜ふれあいセンター	2月19日(水)～21日(金)	2月19日(水)・20日(木)
高須ふれあいセンター	2月20日(木)・21日(金)	—
土佐山公民館	2月21日(金)	—
大津ふれあいセンター	2月25日(火)・26日(水)	—
春野あじさい会館	2月25日(火)～27日(木)	2月25日(火)・26日(水)
一宮ふれあいセンター	2月26日(水)～28日(金)	—
三里ふれあいセンター	2月27日(木)・28日(金)	2月27日(木)・28日(金)
鏡中山間構造改善センター	2月28日(金)	—

●介良・朝倉・鴨田・長浜・三里の各ふれあいセンター、春野あじさい会館では上記の日程で所得税の確定申告(譲渡所得を除く)もできます。

●受付時間は、市県民税9時～16時、所得税9時～15時半(いずれも11時半～13時を除く)。※会場の混雑状況により受付終了時間が早まる場合あり
●春野会場はピアステージが耐震・改修工事のため、あじさい会館で行います。

◆税務署に出向く必要なし！

e-Taxまたは印刷して郵送等により提出することができます。

◆いつでも利用可能！

確定申告期間中は、休日を含め24時間利用できます。

◆自動で税額を計算！

収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算することができます。

◆プリントサービスにも対応！

コンビニ等のプリントサービスを利用して申告書を印刷することができます。



申告書の作成はこちらから▲